



## 神奈川県立秦野ビジターセンターの管理運営に関する覚書

神奈川県立秦野ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）の管理運営について、神奈川県立秦野戸川公園管理者平塚土木事務所長（以下「甲」という。）とビジターセンター管理者丹沢大山自然公園管理事務所長（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

- 1 ビジターセンターの区域は、神奈川県立秦野戸川公園（以下「秦野戸川公園」という。）パークセンター（以下「パークセンター」という。）のうち、乙が都市公園法に基づき管理許可を受けた区域とする。
- 2 乙は、パークセンターの維持運営に要する経費のうち、ビジターセンターの維持運営にかかる費用として、別表に定めるところにより費用を負担する。
- 3 乙は、1号に定める区域のほか、ビジターセンター職員の執務に要するスペースとして、パークセンター事務室の一部を使用する。
- 4 乙は、ビジターセンターの事業実施その他のため、パークセンターのエントランスホール、2階ホール、多目的ホール及び休憩室を使用する必要があるときは、甲と協議のうえパークセンターの管理運営に支障のない範囲で使用することができるものとする。
- 5 図書情報コーナーの管理運営については、甲、乙が協議し、相互に協調しながら効果的に実施できるよう努めるものとする。
- 6 秦野戸川公園及びビジターセンターが行うイベント等行事その他の実施にあたっては、相互に協調して、円滑かつ効果的に実施できるよう努めるものとする。
- 7 前3号の協議等については、甲、乙が管理運営を第三者に委託したときは、当該委託を受けた受託者の協議等によることができるものとする。
- 8 前各号の他、この覚書に定めのない事項その他ビジターセンターの管理運営について疑義が生じたときは、甲、乙、協議して定める。

平成9年〇月〇日

平塚土木事務所長

金子 穂 穂



丹沢大山自然公園管理事務所長

青柳 貞 夫



(別表) ビジターセンター維持管理費負担額及び積算方法

項目	ビジターセンター負担割合	負担額の積算方法
電話料	全額自己負担	NTT個別請求額
FAX料	50%負担	NTT請求額の50%
複写機使用料	〃	
電気料	展示室の電気料	子メーターによる精算額
水道料	負担なし	
冷暖房費	展示室(265㎡)負担	面積比による按分(265/998)
清掃料	〃	
警備費	負担なし	

